

船橋市一時生活支援事業業務委託に係るプロポーザル実施要領

1. 業務の目的

一定の住居を持たない生活困窮者等に対し、一定の期間、宿泊場所のほか、食事の提供その他宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜を供与することで、本事業を利用している間に、自立できるよう支援することを目的とする。

2. 業務名等

- (1) 業務名 船橋市一時生活支援事業業務委託
- (2) 業務場所 市の指定する場所
- (3) 業務内容 別紙「船橋市一時生活支援事業業務委託仕様書」による
- (4) 業務委託期間 令和6年6月1日から令和8年5月31日まで

3. プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

価格のみによる競争では、目的を達成できない業者が選定される恐れがあることから、生活困窮者支援に関する専門的な知識・経験を有する業者からの提案を受け評価し、受託候補者を特定するため。

4. プロポーザル方式の方法及び理由

一時生活支援事業業務の実績を有する業者が複数者おり、広く提案を受ける必要があることから公募型とする。

5. 事業スケジュール

(1) 公募開始	令和6年4月 1日 (月)
(2) 質問票の締切	令和6年4月12日 (金)
(3) 質問票に対する回答	令和6年4月17日 (水)
(4) 参加申込書受付締切	令和6年4月22日 (月)
(5) 参加資格確認結果通知	令和6年4月24日 (水)
(6) 提案書等の提出締切	令和6年5月 7日 (火)
(7) プレゼンテーション	令和6年5月13日 (月)
(8) 審査結果通知及び公表	令和6年5月22日 (水)

※各実施日については、事務上の都合により変更できるものとする。

6. 参加資格・参加申し込み方法等

(1) 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ① 本市の業務委託の競争入札参加資格を有していること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- ③ 参加申込書の提出期限から受託候補者の特定までの間に、船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領による指名停止、船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱による指名除外及び船橋市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ④ 生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）第9条の規定を満たしていること。
- ⑤ 過去5年以内に本市又は他自治体において、一時生活支援事業業務委託の契約実績を有していること。

(2) 参加申し込み方法

①提出書類

- 様式1「参加申込書」
- 様式2「法人概要・実績」又は同様の内容が記載されている法人パンフレット等
- 過去5年以内に本市又は他自治体において、一時生活支援事業業務委託の契約実績があることを証明する書類（契約書・仕様書等）

②提出方法

船橋市地域福祉課あてに持参又は郵送

【持参の場合】 船橋市湊町2-10-18 千葉県船橋合同庁舎4階

【郵送の場合】 〒273-8501 船橋市湊町2-10-25

③提出期限

令和6年4月22日（月）

※ 持参の場合は17時まで、郵送の場合は必着。

(3) 参加申込の結果について

参加申込の結果は、令和6年4月24日（水）までに参加申込書に記載された担当者あて、郵送及び電子メールにて通知する。

7. 提案限度額等

	提案限度額	予定数量
令和6年度	4,050,000円	810日
令和7年度	4,860,000円	972日
令和8年度	810,000円	162日
合計	9,720,000円	1,944日

- ※ この金額には消費税及び地方消費税を含む。
- ※ この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。
- ※ 契約方法は単価契約とし、利用日数に応じた実績払いとする。

8. 評価方法及び評価基準

本プロポーザルについては、「船橋市一時生活支援事業受託法人選定に係る評価委員会」が、提案者の提出書類及びプレゼンテーションを受け、「船橋市一時生活支援事業業務委託に係るプロポーザル評価基準」に定める評価方法及び評価基準にもとづき、総合的に審査・評価し、業務に最も適した提案を行ったと認められる者を選定する。

9. 質問方法等

(1) 質問方法

様式3「質問票」に質問事項を入力し、電子メールに添付して、件名を「【法人名】質問票(船橋市一時生活支援事業業務委託)」、本文中に業者名・担当部署・担当者名・電話番号・メールアドレスを記載したうえで、船橋市地域福祉課(chiikifukushi@city.funabashi.lg.jp)あてに送信すること。

- ※ 送信後は、地域福祉課(047-436-2314)に電話し到着確認をすること。
- ※ 評価等に影響をおよぼすおそれがある質問(参加業者数・参加業者名・評価委員等)についての質問は受付けない。

(2) 質問期間

令和6年4月1日(月)から令和6年4月12日(金)まで

(3) 質問への回答

①回答方法

市ホームページに掲載する。

②回答日

令和6年4月17日（水）

10. 企画提案書の提出等

参加資格を有することを認められた事業者は、次のとおり企画提案書を提出し、プレゼンテーションに参加すること。

(1) 企画提案書の内容

以下の各項目の内容がわかるように、A4、両面印刷、8ページ以内（縦横自由）で提案書を作成すること（様式自由）。

1. 応募動機 ・ 応募した動機及び本業務を実施することに対する考え
2. 宿泊場所の供与等 ・ 利用できる宿泊室の数 ・ 宿泊場所の所在地・間取り・その他設備等 ・ 保健衛生・防火対策の内容 ・ 宿泊場所における利用ルール・利用開始までの業務フロー ・ 支援提供内容及び方法（食事や日用品の提供等）
3. 支援方法 ・ 本業務の実施体制 ・ 自立相談支援機関をはじめとした関係機関との連携体制 ・ 近隣住民への説明方法 ・ 支援提供内容及び方法（食事や日用品の提供等） ・ 危機管理・苦情処理への対応方法 ・ 個人情報管理体制
4. 緊急時の対応 ・ 緊急時・休日夜間の対応フロー ・ 想定される緊急事例及びその対応 ・ 緊急連絡先 ・ 夜間休日に緊急で一時生活支援事業の利用が必要となった場合の受入方法

【注意点】

- 本実施要領及び仕様書を熟読し、これらを遵守した内容であること。
- 企画提案書本体には業者名、会社ロゴなど提案者を特定できる記載をしないこと。
- 1事業者につき1提案とし、複数の提案書が提出された場合は、失格とす

る。

- 原則として、文字は横書き 11 ポイント以上とする。
- 提出期限後の書類の変更、差替え又は再提出は認めない。
- 提出書類等は、返却しない。
- 提出書類等の著作権は提案者に帰属するが、船橋市情報公開条例（平成 14 年船橋市条例第 7 号）の規定により情報公開請求があった場合は、提出書類等を公開する場合がある。
- 企画提案書については本プロポーザルのために使用するものとし、船橋市に無断でその他の目的のために使用することはできない。

（2）提出方法等

①提出書類

- 様式 4 「企画提案書提出書」 1 部
- 企画提案書 8 部
- 様式 5 「見積書」 8 部

②提出方法

船橋市地域福祉課あてに持参又は郵送

【持参の場合】 船橋市湊町 2-10-18 千葉県船橋合同庁舎 4 階

【郵送の場合】 〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25

③提出期限

令和 6 年 5 月 7 日（火）

- ※ 持参の場合は 17 時まで、郵送の場合は必着
- ※ 提出された書類は返却しない
- ※ 提出した書類の訂正・差し替えは認めない

11. プレゼンテーション

（1）出席者

1 者あたり 3 名以内とする。

（2）実施時間

1 者あたり 30 分以内（提案 20 分以内、質疑応答 10 分以内）とする。

※上記時間には、入替時間及び準備時間を含まない。

（3）貸出設備

長机・椅子・スクリーン・電源・プロジェクター（HDMI 接続）
※ PCを使用する場合は参加事業者が用意すること。

（４）説明方法

提出した企画提案資料を使用すること。ただし、プロジェクター投影によるプレゼンテーション用に新たな資料を作成することは可能とする。

なお、非公開で行うものとし、予め評価委員には提案者から提出された企画提案書及び見積書を配付している。

（５）実施日

令和6年5月13日（月）

※ 実施時間・場所については、参加資格要件確認結果と併せて通知する。

1.2. 評価結果の通知及び公表

評価結果は令和6年5月22日（水）に、全提案者に対して参加申込書に記載された担当者あて、郵送及び電子メールにて通知するとともに、市ホームページにて公表する。

公表する項目は、評価項目・点数配分・参加業者名・受託候補者名・採点結果とする。ただし、受託候補者以外の参加業者と採点結果は、対応させない。

なお、参加業者が2者の場合にあつては、採点結果のみ公表し、参加業者名は公表しない。

1.3. 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- ① 参加申し込み後、契約日までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 本要領で示された提出書類の期限、提出場所及び提出方法ならびに書類作成上の留意事項に適合しない場合
- ④ プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
- ⑤ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

1.4. プロポーザルの辞退

参加申込書の提出後、本プロポーザルを辞退する時は、辞退届をプレゼンテーション実施日の1日前までに提出すること。なお、様式については、辞退の意向が示された時に提示する。

15. その他留意事項

- ① 本プロポーザルに係る費用については、すべて提案者の負担とする。
- ② 受託候補者と特定されたことをもって、契約締結確定するわけではなく、仕様の協議により訂正・追加・削除を行い確定させた後、同者と1者随意契約を行い、契約書の取り交わしをもって契約成立となる。また、提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- ③ 参加業者が1者であっても、評価を行い、受託候補者として適当でないと思われる場合には、受託候補者と特定しないことがある。

16. 事務局（本プロポーザルに関する連絡先）

船橋市役所 福祉サービス部地域福祉課

担当：加藤

所在地：船橋市湊町2-10-18 千葉県船橋合同庁舎4階

※ 書類の郵送先は、「〒273-8501 船橋市湊町2-10-25

船橋市役所 福祉サービス部地域福祉課」

電話：047-436-2314

FAX：047-436-3315

メールアドレス：chiikifukushi@city.funabashi.lg.jp

附 則

(施行日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(失効日)

この要領は、本業務の契約締結の日をもって、その効力を失う。

様式1

令和 年 月 日

船橋市長 あて

所在地

名 称

代表者職氏名

印

参 加 申 込 書

下記案件について、プロポーザル方式への参加を申し込みます。

なお、船橋市一時生活支援事業業務委託に係るプロポーザル実施要領に定める参加資格をすべて満たしていること、及び提出する書類及び記載事項については事実と相違ないことを誓約します。

また船橋市が必要に応じて、千葉県警察本部に対し、暴力団関係事業者か否かについて照会を行うことに同意します。

受託候補者の特定を受けた後に受託候補者の特定を辞退したことにより、船橋市に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。

記

- 1 件名 船橋市一時生活支援事業業務委託に係るプロポーザル
- 2 提出書類
 - 様式2「法人概要・実績」
 - 過去5年以内に本市又は他自治体において、一時生活支援事業業務委託の契約実績があることを証明する書類（契約書・仕様書等）
- 3 担当者連絡先

部署名	
氏名	
電話番号	
E-mail	
市からの書類発送先	

様式 2

法人概要・実績

名称			
設立年月		職員総数	
資本金又は 出資金の額			
事業内容			
本業務の実施 予定場所	所在地		
	本業務で利用可能 な宿泊室の数		
過去5年以内 の本市又は他 自治体におけ る一時生活支 援事業業務委 託の契約実績	自治体名	契約件名	契約期間

様式3

令和 年 月 日

船橋市長 あて

法人名 _____

質 問 票

船橋市一時生活支援事業業務委託に係るプロポーザルについて、以下のとおり質問します。

資料名	ページ	質問

※ 行が不足する場合は、適宜追加すること。

様式 4

令和 年 月 日

船橋市長 あて

所在地

名 称

代表者職氏名

印

企 画 提 案 書 提 出 書

次の件について、企画提案書を提出します。

件名：船橋市一時生活支援事業業務委託に係るプロポーザル

添付資料：企画提案書 8部

様式5「見積書」 8部

様式 5

令和 年 月 日

船橋市長 あて

所在地

名 称

代表者職氏名

印

見 積 書

次のとおり見積します。

件名：船橋市一時生活支援事業業務委託に係るプロポーザル

	A 1利用日あたり単価 (税抜き)	B 予定数量	C (A×B×1.1) 金額 (税込み)
令和6年度	円	810日	円
令和7年度	円	972日	円
令和8年度	円	162日	円
合計	円	1,944日	円

【参考】提案限度額

令和6年度	4,050,000円
令和7年度	4,860,000円
令和8年度	810,000円
合計	9,720,000円